

令和8年度 第1回横浜市医療安全推進協議会 次第

令和8年6月 30 日(火) 18時から

横浜市庁舎18階 みなと8、9、10 会議室

-
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議題
 - (1) 令和7年度事業報告について
医療安全相談窓口への相談実績
 - (2) 令和8年度事業計画について
 - (3) 事例検討等について
 - ア 医療安全相談窓口事例検討
 - イ (参考)医療安全課臨時対応等
 - 4 その他
 - 5 閉会
-

令和8年度 第1回横浜市医療安全推進協議会 説明資料

資料1

令和8年度横浜市医療安全推進協議会 名簿	・ ・ ・ ・ ・ P3
令和8年度第1回横浜市医療安全推進協議会 席次表	・ ・ ・ ・ ・ P4
横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱	・ ・ ・ ・ ・ P5
横浜市の保有する情報の公開に関する条例（一部抜粋）	・ ・ ・ ・ ・ P8
横浜市医療安全推進協議会要綱	・ ・ ・ ・ ・ P9

資料2

令和7年度医療安全相談窓口相談実績	・ ・ ・ ・ ・ P12
-------------------	---------------

資料3

令和8年度事業計画について	・ ・ ・ ・ ・ P15
---------------	---------------

資料4

横浜市医療安全相談窓口事例について	・ ・ ・ ・ ・ P17
-------------------	---------------

資料5

医療安全課臨時対応等について	・ ・ ・ ・ ・ P21
----------------	---------------

令和8年度 横浜市医療安全推進協議会委員名簿

令和8年4月1日～

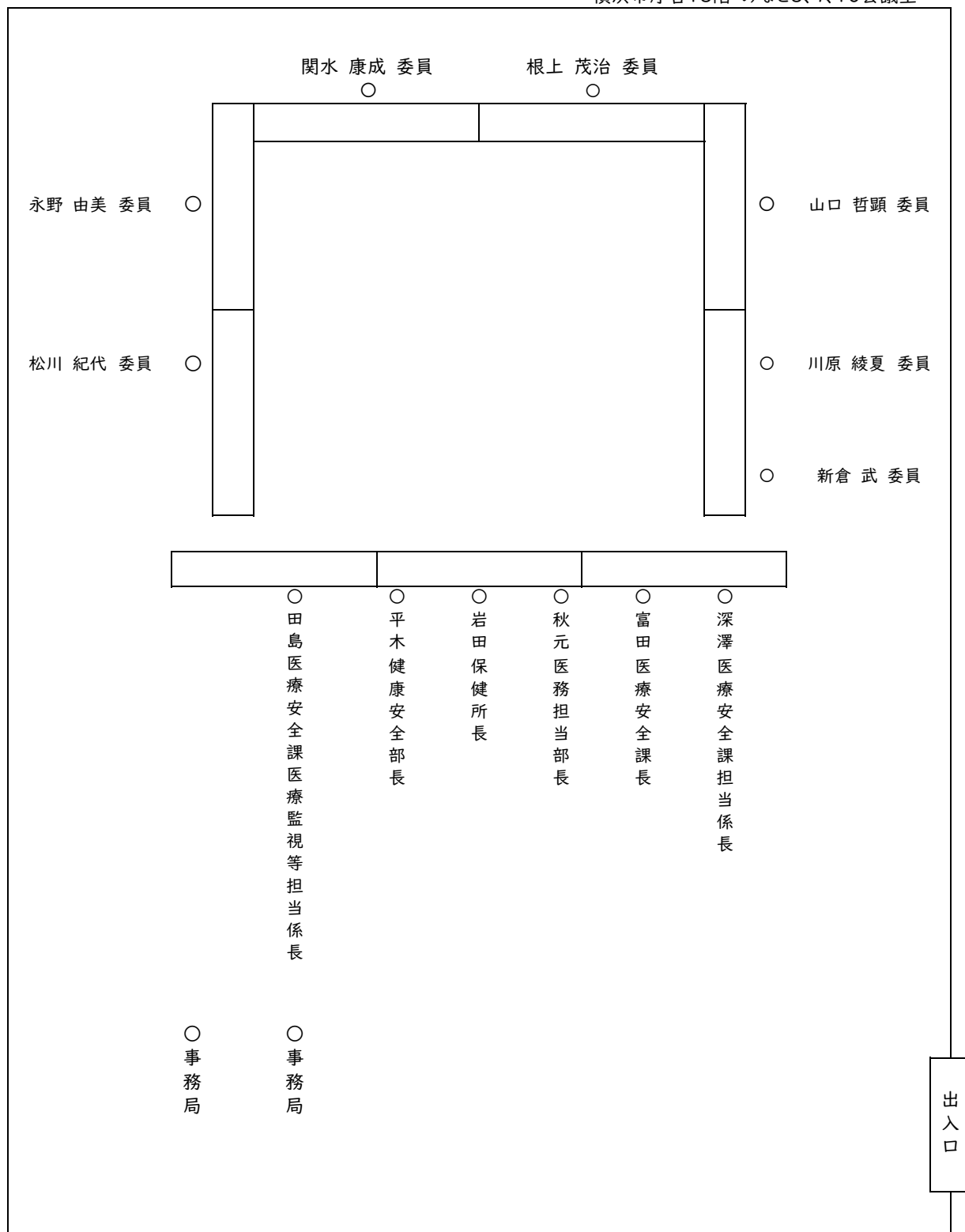
		団体名	役職	氏名
関係団体 各1名	委員	横浜市医師会	常任理事	ネガミ シゲハル 根上 茂治
	委員	横浜市歯科医師会	常任理事	カワハラ アヤカ 川原 綾夏
	委員	横浜市薬剤師会	副会長	セキミズ ヤスナリ 関水 康成
	委員	横浜市病院協会	副会長	ヤマグチ テツアキ 山口 哲顕
	委員	神奈川県看護協会		ナガノ ユミ 永野 由美
学識者 2名	委員	神奈川県弁護士会		ニイクラ タケシ 新倉 武
	委員	特定非営利活動法人 がん患者団体支援機 構		マツカワ キヨ 松川 紀代
市民 1名	委員	青葉区保健活動推進員会	会長	コシイ タロウ 越井 太郎

※任期は令和10年3月31日までとなります。

令和8年度第1回横浜市医療安全推進協議会 席次表

令和8年6月30日(火) 午後6時～7時

横浜市庁舎18階 みなと8、9、10会議室



横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱

制 定 平成24年3月14日総し第311号（局長決裁）

最近改正 令和8年3月18日総行第1823号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、附属機関の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において附属機関とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例により設置する附属機関をいう。

（附属機関の設置）

第3条 附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項を満たすこととする。

- (1) 他の附属機関と設置目的や担当事務が類似しないものであること。
- (2) 他の行政手段等に対応することが著しく困難であること。

（委員の任命及び構成）

第4条 附属機関の委員の任命及び構成については、附属機関ごとに定める目的・趣旨にふさわしい人材を幅広く選任するとともに、次に掲げる事項を満たすこととする。

- (1) 委員の定数は、20人以内とすること。
 - (2) 委員には本市職員を任命しないこと。
 - (3) 委員には本市市会議員を任命しないこと。
 - (4) 委員を再任する場合は、当該委員の在任期間が引き続き10年を超えないこと。
 - (5) 他の附属機関の委員の職を4以上兼ねる者を当該附属機関の委員に任命しないこと。
 - (6) 女性委員の登用については、横浜市附属機関委員への女性の参画推進要綱（平成24年3月28日市男女第776号。以下「女性参画推進要綱」という。）によること。
- 2 当該附属機関の設置目的に照らし、特別の事情があると認められる場合においては、前項第1号、第4号及び第5号の規定は、適用しない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員の任命及び構成に関する事項に関し、これらの項に規定する事項について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

（会議の運営）

第5条 会議は、附属機関の設置目的を達成するため、効果的かつ効率的に行うこととする。

- 2 会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条に基づき、原則、公開とすること。

【資料1】

なお、公開に当たっては横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱（平成12年6月助役依命通達。以下「会議公開要綱」という。）による。

- 3 会議録は、議題に対する審議内容、結論等が明確となるよう作成すること。また、公開された会議に係る会議録は、会議公開要綱第8条に基づき閲覧に供する。

（設置等の見直し）

第6条 各附属機関を所管する区局統括本部（以下「所管課」という。）は、当該附属機関が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その廃止を検討することとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会情勢の変化等により必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が不活発なもの

- 2 所管課及び行財政局行政イノベーション推進室行政マネジメント課（以下「行政マネジメント課」という。）は、目的や担当事務が類似している附属機関がある場合は、整理統合し、合理化を図る。

（調整及び報告）

第7条 所管課は、当該附属機関の設置及び委員の任命及び構成に関し、行政マネジメント課と調整するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者選定評価委員会等の設置及び委員の任命及び構成に関し、所管課は、行財政局共創・ファシリティマネジメント推進室共創推進課と調整するものとする。
- 3 所管課は、女性参画推進要綱に基づき、委員への女性参画推進に必要な事項について、市民局国際平和・ダイバーシティ推進課と調整を行うものとする。
- 4 所管課は、委員の報酬に関し、別に定めのあるものを除き、横浜市事務決裁規程の全部改正について（昭和47年8月助役依命通達）に基づき、行財政局長と調整するものとする。
- 5 所管課は、会議公開要綱に基づき、会議の運営状況について、毎年1回、市民局長に報告するものとする。
- 6 所管課は、附属機関の設置及び運営状況等について、毎年1回、行政マネジメント課に報告するものとする。

（パブリックコメントの実施）

第8条 附属機関が答申、報告書等を提出するに当たっては、横浜市パブリックコメント実施要綱（平成15年4月助役依命通達）に基づき、必要によりパブリックコメントを実施することとする。

附 則（制定 平成24年3月14日総し第311号、局長決裁）
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（制定 平成24年7月2日総し第67号、局長決裁）
この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

附 則（制定 平成25年3月11日総し第222号、局長決裁）
この要綱は、平成25年3月11日から施行する。

附 則（制定 平成25年4月5日総し第1号、局長決裁）
この要綱は、平成25年4月5日から施行する。

附 則（制定 平成25年6月5日総し第14号、局長決裁）
この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

附 則（制定 平成25年9月30日総し第54号、局長決裁）
この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附 則（制定 平成25年11月1日総し第69号、局長決裁）
この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（制定 平成25年12月25日総し第71号、局長決裁）
この要綱は、平成25年12月25日から施行する。

附 則（制定 平成26年3月27日総し第92号、局長決裁）
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（制定 平成26年6月25日総し第16号、局長決裁）
この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（制定 平成26年9月26日総し第50号、局長決裁）
この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（制定 平成26年12月9日総し第75号、局長決裁）
この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（制定 平成27年3月19日総し第119号、局長決裁）
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（制定 平成27年6月23日総行第474号、局長決裁）
この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（制定 平成27年9月30日総行第936号、局長決裁）
この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（制定 平成27年12月25日総行第1387号、局長決裁）
この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（制定 平成28年3月28日総行第2151号、局長決裁）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（制定 令和3年3月2日総行第3396号、局長決裁）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（制定 令和3年8月20日総行第673号、局長決裁）
この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（制定 令和4年3月31日総総第910号、局長決裁）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（制定 令和5年3月31日総総第962号、局長決裁）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（制定 令和8年3月18日総行第1823号、局長決裁）
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（一部抜粋）

（会議の公開）

第31条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関(以下「附属機関」という。)の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

横浜市医療安全推進協議会運営要綱

制 定 平成24年4月1日 健医安第1737号（局長決裁）
最近改正 令和5年3月31日 健医安第3711号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、横浜市医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（横浜市医療安全相談窓口）

第2条 条例第2条別表に規定する横浜市医療安全支援センターは、平成19年横浜市告示第142号により、横浜市医療安全相談窓口（以下「相談窓口」という。）とする。

（担当事務）

第3条 条例第2条第2項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- （1） 相談窓口の運営方針及び業務内容の検討
- （2） 相談窓口の業務の運営に係る関係機関・団体との連絡調整
- （3） 個別相談事例等のうち重要な事例や専門的な事例に係る助言
- （4） 地域における医療安全の推進のための方策の検討
- （5） その他相談窓口の業務に関する重要事項の検討

（委員）

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから選定し、市長が任命する。

- （1） 横浜市医師会、横浜市病院協会、横浜市歯科医師会、横浜市薬剤師会、神奈川県看護協会の団体が推薦する者各1名
- （2） 学識経験のある者
- （3） 市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任を妨げない。

（報酬）

第5条 委員は、別に定めるところにより報酬を受けるものとする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

- 3 会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長がこれを決する。

（委員会）

第8条 条例第3条第2項の規定により、特定又は専門の事項を調査審議するため、協議会に委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、協議会の委員及び当該事項の調査審議に必要と考えられる者をもって組織する。
- 3 委員会に委員長を置き、協議会の会長をもって充てる。

（会議の公開）

第9条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、会議は、公開とする。ただし、協議会が認めた場合、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第10条 協議会は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者から資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（議事録）

第11条 協議会は、議事録を作成し公開する。

（庶務）

第12条 協議会の庶務は、医療局健康安全部医療安全課において処理する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後及び、2年ごとに行う委員改選後最初の協議会の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(廃止)
- 3 横浜市医療安全推進協議会設置要綱（平成20年4月1日 健医安第1271号）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年11月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

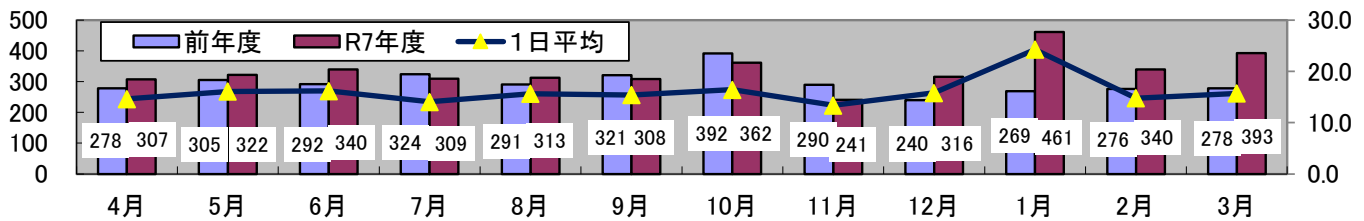
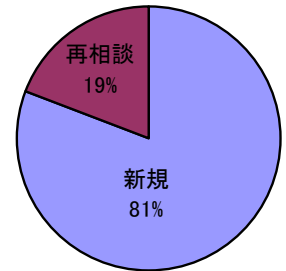
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市医療安全相談窓口相談実績 令和7年4月1日～令和8年3月31日

【資料2】

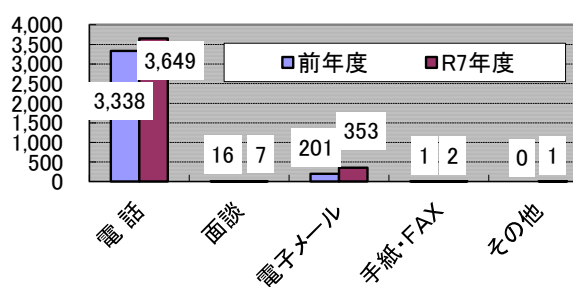
1 月別相談件数

月	前年度	R7年度	新規	再相談	相談日数	1日平均
4月	278	307	260	47	21	14.6
5月	305	322	279	43	20	16.1
6月	292	340	283	57	21	16.2
7月	324	309	250	59	22	14.0
8月	291	313	254	59	20	15.7
9月	321	308	257	51	20	15.4
10月	392	362	297	65	22	16.5
11月	290	241	197	44	18	13.4
12月	240	316	244	72	20	15.8
1月	269	461	363	98	19	24.3
2月	276	340	267	73	23	14.8
3月	278	393	291	102	25	15.7
計	3,556	4,012	3,242	770	251	16.0

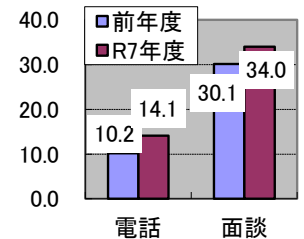


2 相談手段別件数

相談手段	件数	構成比
電話	3,649	91.0%
面談	7	0.2%
電子メール	353	8.8%
手紙・FAX	2	0.0%
その他	1	0.0%
計	4,012	100.0%



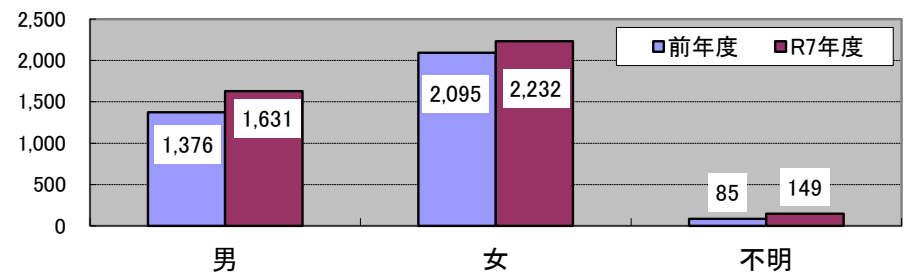
(1件あたりの相談時間(単位:分))



3 相談者の内訳

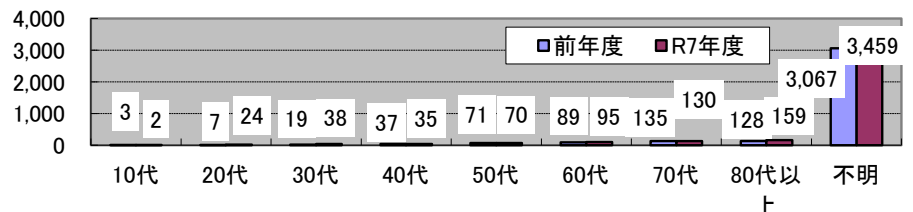
①性別

性別	件数	構成比
男	1,631	40.7%
女	2,232	55.6%
不明(メール等)	149	3.7%
計	4,012	100.0%



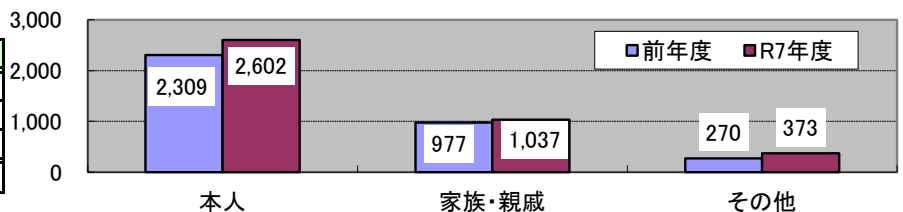
②年齢

年代	件数
10代	2
20代	24
30代	38
40代	35
50代	70
60代	95
70代	130
80代以上	159
不明	3,459
計	4,012



③患者との関係

関係	件数	構成比
本人	2,602	64.9%
家族・親戚	1,037	25.8%
その他	373	9.3%
計	4,012	100.0%

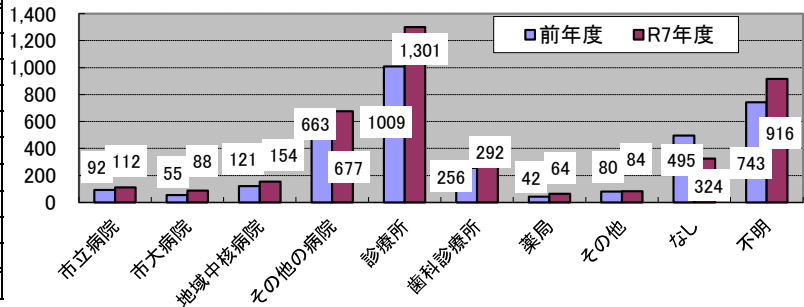


横浜市医療安全相談窓口相談実績 令和7年4月1日～令和8年3月31日

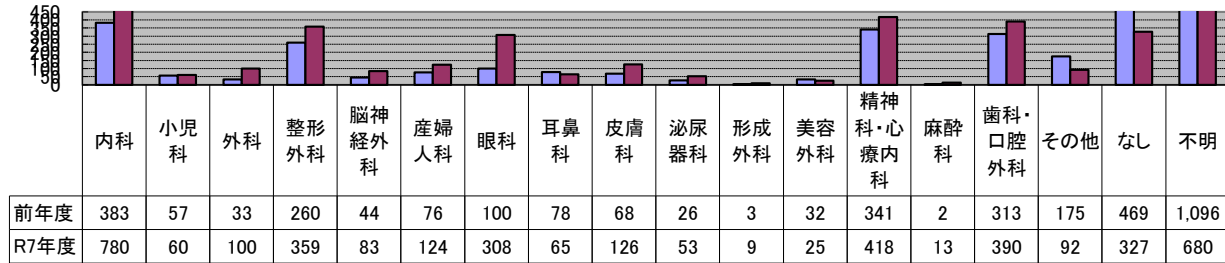
【資料2】

4 対象機関

	件数	構成比
市立病院	112	2.8%
市大病院	88	2.2%
地域中核病院	154	3.8%
その他の病院	677	16.9%
診療所	1,301	32.4%
歯科診療所	292	7.3%
薬局	64	1.6%
その他	84	2.1%
なし	324	8.1%
不明	916	23.6%
計	4,012	100.0%



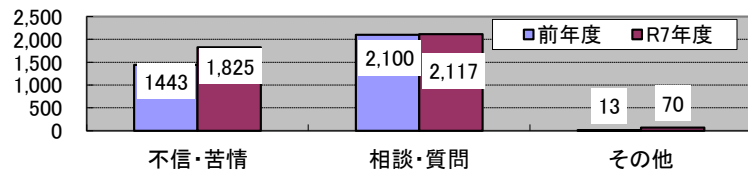
5 主な診療科目



6 相談の内訳

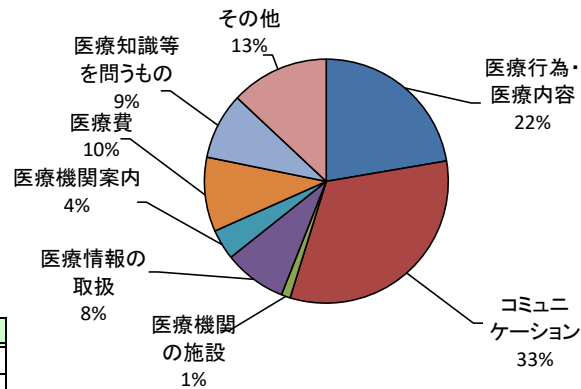
①種別

	件数	構成比
不信・苦情	1,825	45.5%
相談・質問	2,117	52.8%
その他	70	1.7%
計	4,012	100.0%



②内容

	件数	構成比
医療行為・医療内容	896	22.3%
コミュニケーション	1,302	32.5%
医療機関の施設	48	1.2%
医療情報の取扱	333	8.3%
医療機関案内	161	4.0%
医療費	397	9.9%
医療知識等を問うもの	353	8.8%
その他	522	13.0%
計	4,012	100.0%



7 処理経過

	件数	構成比
問題点の整理、情報提供	2,820	70.3%
他課や関係機関紹介	874	21.8%
対象施設等への連絡	130	3.6%
立入検査担当部署へ連絡	54	1.3%
その他(中断など)	134	3.3%
計	4,012	100.0%

<主な紹介先関係機関>

- ・横浜市救急医療情報センター ・県医療安全相談センター
- ・地域医療連携センター ・県歯科医師会電話相談窓口
- ・新型コロナウイルス感染症コールセンター
- ・神奈川県副反応等に関する専門相談センター ・市や区の無料法律相談

8 どこで知ったか

	件数
県(医療安全センター含む)	41
その他行政(国、他都市)	35
医療機関	18
消費生活センター	37
その他関係機関(医師会等)	70
インターネット	129
本市行政(医療安全課含む)	101
パンフ、市刊行物	32
マスコミ、その他	24
交換台、コールセンター	43
区役所等市他部署	134
不明	3,348
計	4,012

【その他関係機関】

横浜市医師会地域医療連携センター 法テラス 神奈川医療問題弁護団
救急相談センター 歯科電話相談窓口 など

【パンフ、市刊行物】

くらしのガイド リーフレット など

【その他】

家族 知人・友人 ケアマネージャー ケースワーカー など

横浜市医療安全相談窓口相談実績 令和7年4月1日～令和8年3月31日

【資料2】

9 相談内容の詳細分類

	内 容	件数	構成比
医療行為・医療内容	医療行為・医療内容	371	9.2%
	医療過誤を疑っている	297	7.4%
	転院・退院・処遇改善(精)	136	3.4%
	医療法関連法規	92	2.3%
コミュニケーション	説明に関すること	299	7.5%
	接遇:医師	201	5.0%
	接遇:歯科医師	15	0.4%
	接遇:看護師	45	1.1%
	接遇:薬剤師	5	0.1%
	接遇:その他職員	93	2.3%
	その他:コミュニケーションに関すること	644	16.1%
医療機関の施設	衛生環境	8	0.2%
	その他医療機関の施設に関すること	40	1.0%
医療情報の取扱	カルテ開示	121	3.0%
	セカンドオピニオン	19	0.5%
	広告	3	0.1%
	個人情報・プライバシー	39	1.0%
	診断書等文書に関すること	98	2.4%
	その他医療情報の取扱に関すること	53	1.3%
医療機関案内	医療機関の紹介案内	161	4.0%
医療費	診療報酬等	177	4.4%
	保険外併用療養費	43	1.1%
	自費診療	95	2.4%
	医療費に関するその他	82	2.0%
医療知識等を問うもの	健康や病気に関すること	179	4.5%
	薬(品)に関すること	42	1.0%
	制度について尋ねるもの	76	1.9%
	その他の医療知識等を問うもの	56	1.4%
その他	その他	325	8.1%
	医療機関からの相談	127	3.2%
	関係機関等からの相談	70	1.7%
	計	4,012	100.0%

【医療行為・医療内容】

治療・看護等の内容や技術に関する事。自分の望む治療方針ではない。相談者が医療過誤を疑っているもの。医療事故があったのに説明がないなど。
転院を迫られる・転院についての説明に納得がいかない。
精神保健福祉法関連の退院請求など。医師不在・無資格診療など医療法関連法規に違反する可能性のあるもの。

【コミュニケーション】

医療用語についての解説が不十分・説明がない。
医師の説明がわかりにくい。
医師に聞きにくい。
職員の基本的マナーに関する事。
横柄・態度が悪い・威圧的な言動があったなど。

【医療機関の施設】

ごみの分別に問題がある。
廃棄物の処理管理。
洋式トイレがない。
設備が古いなど。

【医療情報の取扱】

カルテ開示拒否・開示の求め方がわからない。
セカンドオピニオンを求めたが断られた。広告内容が不適切。
守秘義務違反があると思われる。
診断書等の記載内容に納得がいかない。紹介状を書いてくれない。
入院の同意書を書いてくれる人がいない。

【医療機関案内】

近くの〇〇科を教えてください。
木曜日に開いている内科はあるか？
通院している医療機関に納得がいかないで他の医療機関を紹介してほしいなど。

【医療費】

診療報酬制度に関する苦情・相談。
あはき・柔整など、療養費に関する相談。
差額ベッド代・アメニティ料金関連の苦情。
自費診療についての相談。
経済的理由により医療費が払えないなどの相談。

【医療知識等を問うもの】

健康相談・特定疾患等手続きについて。
薬の効能について。医療・介護・福祉の制度や手続きを問うもの。
何科を受診すべきか問うものなど。

Ⅰ 医療啓発（医療コミュニケーションに関する普及啓発）

改訂版リーフレットの配布及び、主要医療機関のデジタルサイネージを活用し、医療コミュニケーションに関する普及啓発を行います。

（1）リーフレット

「知って得する！医療のしくみ（旧：お医者さんへの上手なかかり方）」含むリーフレット4種を、4月に地域ケアプラザ・各区役所等へ配布しました。

保健活動推進員の皆様に知っていただくことや、市民が手に取りやすい施設で配布することで、啓発の効果を高めます。

配布先	医療安全相談窓口の ご案内（通常版）		医療安全相談窓口の ご案内（わかりやすい 版）		知って得する！ 医療のしくみ		歯医者さんへの 上手なかかり方	
		配布数		配布数		配布数		配布数
区役所（※1）72か所	各20部	1,440部	各10部	720部	各20部	1,440部	各10部	720部
区役所福祉保健課18か所	※2	3,700部	※2	3,700部	※2	11,100部	※2	3,700部
市役所市民情報室1か所	各20部	20部	各10部	10部	各20部	20部	各10部	10部
中央図書館1か所	各122部	122部	各122部	122部	各122部	122部	各122部	122部
地域ケアプラザ147か所	各20部	2,940部	各10部	1,470部	各20部	2,940部	各10部	1,470部
スポーツセンター18か所					各5部	90部		
老人福祉センター18か所	各20部	360部	各10部	180部	各20部	260部	各10部	180部
		8,582部		6,202部		16,072部		6,202部

※1 生活衛生課、区政推進課、高齢障害課、生活支援課

※2 各区の保健活動推進員の数により異なる。

（2）デジタルサイネージ（主要医療機関等）

令和6年度に作成した「知って得する！医療のしくみ」の動画を、市立病院、市大病院、地域中核病院等で放映し、啓発につなげます。



2 医療安全研修会

【資料3】

医療機関における医療安全の推進及び質の向上を目的として実施予定です。
今年度は、医療従事者の多様な勤務形態に対応し、受講機会の拡充及び効率的な実施を図るため、動画配信を活用した実施方法を検討しています。

実施方法：講義内容を動画配信

対 象 者：市内医療提供施設に勤務する医療従事者等

内 容：医療安全に関するテーマ（詳細調整中）

配信方法：YouTubeによる限定配信（予定）

令和7年度 医療安全課臨時対応等について

1 概要

医療安全課では、平成29年3月にまとめられた横浜市医療安全業務検証委員会の検証結果報告書を踏まえて、同年5月に本市健康福祉局が策定した対応指針に沿って医療安全の推進に取り組んできました。

横浜市内の医療機関で行われる医療の安全性に疑義等がある場合は、臨時の調査・検査等を実施しており、令和7年度は計152件の臨時対応を行いました。

2 件数の推移（※令和8年度は令和8年5月まで）

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
臨時対応件数	370 件	112 件	131 件	152 件	39 件
うち新型コロナウイルス ウイルス感染症関係	261 件	7 件	0 件	0 件	0 件

3 令和7年度及び令和8年度（令和8年5月まで）の臨時対応案件の内訳

(1) 内容

	令和7年度	令和8年度
患者虐待（疑い含む）	10 件	3 件
安全管理上の事故（疑い含む）	11 件	8 件
麻薬・毒薬等	7 件	1 件
不適切な医療行為	27 件	3 件
施設基準違反（疑い含む）	2 件	0 件
その他	95 件	24 件
うち新型コロナウイルス感染症関係	0 件	0 件

(2) 情報元

	令和7年度	令和8年度
患者	30 件	11 件
医療機関・従事者	50 件	11 件
その他（他課、他行政機関等）	72 件	17 件

「横浜市の医療安全業務に関する検証報告書」を踏まえた情報提供等への対応指針（概要）

平成 29 年 3 月 30 日に「横浜市医療安全業務検証委員会」より提出された「横浜市の医療安全業務に関する検証報告書」を受け、健康福祉局として対応指針を策定しました。

I 情報提供等に対する健康福祉局としての対応（概要）

1 所管部署の明示	3 情報提供等への対応	(2) 調査等の実施
それぞれの部署の所管業務について明確にして、周知します。	市民等からの情報提供のうち、生命・身体に危害が及ぶような事件・事故につながる可能性のある情報提供があった場合には、次の対応をとります。	・必要な調査・事実確認等を、情報提供等に関する秘密を保持しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で実施する。 ・健康福祉局長が調査等について適宜確認を行う等の方法により、事案を適切に管理する。
2 職員の危機管理意識の向上	(1) 情報提供等の受付	(3) 調査等の結果に基づく措置等の実施
職員一人ひとりが防災・防犯に対して鋭敏な感覚を持ち、何ができるのかを考え迅速に行動するように、定期的な研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、職員に対し、十分な周知をします。	・提供者の氏名、連絡先（匿名の場合を除く）、情報提供等の内容となる事実等の把握に努める。 ・情報提供等を受領した旨を提供者に対して遅滞なく通知する。 ・受け付けた課の所管に属さないときは、適切な所管課を遅滞なく教示するとともに、提供者の意向を確認し、所管課に情報提供等の内容を伝達する。 ・横浜市が処分又は勧告等をする権限を有しない場合は、権限を有する行政機関を遅滞なく教示する。また、緊急性や重大性等を有する場合であって、提供者本人の同意を得た場合は、権限を有する行政機関に情報提供等の内容を伝達する。 ・情報提供等を受け付けた後は、対応する必要性について十分に検討する。その際、個人の生命、身体等に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、内容を裏付ける内部資料等の有無に関わらず、柔軟かつ適切に対応する。	・調査等の結果、対象事実や法令違反等の事実があると認められるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適当な対応を実施する。
		4 全庁的な対応
		情報提供等への対応について、全庁的な対応が必要な事項については、今後、関係局と連携しながら検討します。

II 「横浜市の医療安全業務に関する検証報告書」に対する医療安全課としての対応（概要）

項目	対応	
	既に取り組んだこと	今後取り組むこと
1 市の判断 ・危機管理意識の醸成と徹底 ・情報の整理・取扱い	・医療安全に係る事件・事故等、他都市事例の共有や分析、カンファレンスの実施、研修の受講等により知識や危機管理意識・感覚を高める ・医療安全課職員の心得を策定し、執務室内の掲示により常に危機管理意識をもって業務を実施 ・医療施設に対する指導要望や内部通報、事件・事故につながる可能性のある情報提供があった場合の基本フローを作成し、情報提供に迅速・的確に対応	・情報提供に対する事例対応を積み重ねて、情報に対する感性や判断を組織として高めていく ・公益通報者保護制度について研修を実施し、制度や具体的な対応フローを身に付ける
2 市の体制 ・医療安全に関わる相談等への対応 ・夜間・休日等のメール対応 ・立入検査担当等所管部署の人員体制	・ホームページを改修し「医療法に関する公益通報の通報先・相談先」であることを記載 ・電子メールやファックス等、夜間・休日等業務時間外に送信される情報に対して、「業務対応が翌開庁日以降になる旨」を医療安全相談窓口のホームページに記載 ・医療安全業務の機能強化担当を新たに設置し、課内の情報共有や業務調整を図るとともに、必要に応じて臨時立入検査を行う体制を整備	・業務時間外に送信された電子メールに対して、受信した時点で自動的に電子メールを返信することを検討 ・同一職種及び職種間による情報共有や事例検討の機会を増やし、立入検査担当職員のスキルアップを図っていく
3 職場のフォロー体制 ・情報共有ルールの特明確化 ・情報管理の徹底	・事件・事故につながる可能性のある情報は課内で情報共有を行い、組織として情報を把握し、基本フローに従い、迅速・的確に対応 ・事件・事故につながる可能性のある情報について、担当のラインが不在の場合における情報処理の体制を整理 ・組織メールアドレス宛てに、事件・事故につながる可能性のある情報が提供された場合の情報処理の体制を整備	・情報共有の実施状況や基本フローに従った対応状況を定期的に確認し、適切に実施していく ・組織としての情報処理の実施状況を定期的に確認し、情報管理を適切に行っていく
4 他機関との連携 ・警察等公的機関との協力 ・医療機関・団体等との連携	・警察や労働基準監督署等の関係公的機関と業務内容の相互共有、担当窓口の確認を行い、円滑に連絡・連携できる体制を築く ・医療機関や医療関係団体と連携した研修会の開催等、引き続き立入検査以外の取り組みによる医療安全体制を推進	・関係公的機関との情報交換会を開催し、円滑な連絡体制に取り組む ・医療安全研修会等のテーマに「防犯」等を取り上げ、医療機関が関係公的機関に相談しやすい環境づくり
5 立入検査 ・臨時立入検査 ・指導後の改善状況等の検証 ・任意の事情聴取等	・事案が「違反の蓋然性が高い場合」及び「事件・事故につながる可能性がある場合」には、確認や立入検査を遅滞なく行うことを徹底し、実施 ・立入検査以外の手法による医療機関との情報共有やコミュニケーションを積極的に取り入れ、事例に応じて迅速・的確に対応	・臨時立入検査の実施事例について検討を積み重ね、検査の実施基準を精査 ・立入検査で助言等を行った場合は、確実に病院に助言等が伝わるよう、「情報提供や提案」の事項として検査結果に記録